



Title	公的扶助の再検討：自由を平等に拡げる
Author(s)	山本, 隆之
Citation	平成27年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書. 2016
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54684
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

平成 27 年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書

ふりがな 氏名	やまもと たかし 山本 隆之	学部 学科	経済学部経済 経営学科	学年	3 年
ふりがな 共 同 研究者名		学部 学科		学年	年
					年
アドバイザー教員 氏名	浦井 憲	所属	経済学研究科		
研究課題名	公的扶助の再検討—自由を平等に拡げる—				
研究成果の概要	研究目的、研究計画、研究方法、研究経過、研究成果等について記述すること。 必要に応じて用紙を追加してもよい。				

研究報告

・はじめに

今年の 4 月に、生活困窮者自立支援法が施行された。生活困窮者自立支援法¹とは、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする法律である（生活困窮者自立支援法第一条）。この法律には様々な法的な問題²一例えば、沖合戦、中間的就労などもあるが、私は、様々な自立支援に関する法律一上で述べた法律ももちろん含まれている一が施行される背景にある、この社会の価値規範に疑問と不満を抱いている。

自立支援に関する法律は、ほかに 2002 年に施行された、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法³や 2006 年に完全施行された、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律⁴などがある。これらの法律が施行される背景には、この国の財政の問題と大きく関わっているらしい。日本政府の公債残高は 780 兆円（H26.3）あり、歳出では、少子高齢化によって、医療費・年金などの社会保障費が急増している。現在の自公政権は、2013 年 6 月に閣議決定した「骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）」⁵をはじめ様々な文書で、財源健全化のために、個別の歳出分野として国的一般会計歳出に占める割合が高い社会保障費の重点化・効率化を行っている一行いつつある。実際に、社会保障費の効率化（政治思想の用語で用いると、ネオリベラリズム⁶）とこの国の最後のセーフティーネットである生活保護⁷に関する悪い社会風潮によって、生活保護の改悪案が、2013 年の 12 月に上で述べた自立支援法とともに可決された。また 2013 年の 9 月に、生活扶助（日常生活に必要な費用）基準が段階的に引き下げられ、そして 2014 年末に厚労省は、住宅扶助（アパート等の家賃）基準等を引き下げる方針を掲げた⁸。

・労働と価値規範

ここ数年のこの国の社会保障に関する政策がについて述べてきたが、この国では、働くことができる公的扶助者に就労させようとするワークフェアが行われている。この政策が進めば、働くことができない重度身体・精神障害者以外の就労可能な人々は、働かないといけなくなる。私はここに疑問がある。働くことができる／できないという選別はちゃんとできるのか。もし、行政や医療機関に就労可能と判断された、働くことが困難な人が働いて、心身がさらに悪化し、最悪の場合に死んだときに誰が責任をとるのか。また、労働できない人は、所得保障を受給することに関する差別やステイグマ（恥辱感）⁹を引き受けなければならない。それでも不正受給者¹⁰に対する不満が残るかもしれない。確かにそうかもしれないが、実際にこの制度から漏れているたくさんの人々の「生」が脅かされているのだから、これらの人々のことをどう制度が包括するのが先に行うことではないだろうか。

また私は不満をぶつけている人々の背後にある心理とこの社会のある価値規範と関係していると思う。不満をぶつけている人たちは、生きるために仕方がなく労働しているのに、働かないで生活している人たちがいるのに気に入らないのである。それは、現代の社会が、人々が生きるために労働しなければならない労働社会一換言すれば、私たちは労働に縛られている社会一とされているからである。

労働社会は、万人が労働を通じて服従する社会でもある。S.Weilは『工場日記』で、自身の工場の体験を通じて、労働は人々に服従を求め、自分の考えを持つことを許さないという。労働社会では、人々は自身の労働力を売ることで生活をしなければならず、売り渡した労働力は自分のものではないから、労働している間、人々は自分の内発性や自尊心を潰して服従しなければならない。ここで何とかして労働に縛られている自分自身の「生」を肯定するために、人々は労働を最高の価値とみなすはずである。そして労働は、人間の最も重要な本質であり、人は労働することで初めて人間になる一労働によってのみ自己実現をする—と人々は考える。

ここで労働社会では、人々は労働に囚われてしまい、その上で労働を最高の価値とみなし、労働することがいい（労働しないことが悪い）という社会規範が形成されてしまう。つまりこの社会では、働くという価値は、働かないという価値よりいいとされている。確かに、労働を自己実現の手段にすることはいいことかもしれないし、労働が自己実現の手段になるから労働することがいいと思ってもいいかもしれない。

しかし、そう思うのと、それを社会規範にするのは違うはずである。またその人が、労働することが労働しないことよりいいと思っているのとその価値を他の人に押し付けることは違うし、その人が労働することがいいからといって、他人が労働しないことをよくないとすることも違うはずである。その人がよいことだと思っていることが、それでもって他者の存在に判断を下すことや他者への介入を正当化することはできない。だから生存のために労働している者たちは、仕事をしない人を非難するのではなく、彼らとともにみんなが生存できる社会制度・社会政策を再構築することに働きかけるべきである。

・社会保障と保険の論理

前段で、他人に労働を強制させること、働くことがいいという価値を他人に押し付けることはできないという説明をしたが、現実として福祉に財源が足りないのではないかという反論をいうかも

しれない。それはその通りであり、この国には莫大な額の累積債務がある。どうすればいいのか。お金をたくさん持っている人に税金をさらに沢山納めてもらわなければならない。しかしお金持の人々は、「私は自分で働いたから、そのお金は自分のものであり、国家権力に自分の財産が奪われるは不当である。」というリバタリアニズムの主張を展開するだろう。ところで、一般に社会保障や公的扶助制度は、「未知→保険」の論理で正当化している。つまり、わかりやすく説明すれば、あなたが将来事故で障害者になるかもしれないし、失業して生活が困窮するかもしれないから、そのために保険の費用として税金を払ってくださいという論理である。しかし立岩は、この論理には限界があるという。

第一に、人は自分と他人のことをいくらかは知っている。いつも無知・未知だとするのは無理な想定である。第二に、すべての人がそのような合理性を有しているとは限らない。全員の支持をとりつけることを条件とするなら、それを満たすのは無理である。第三に、ここから強制を支持することは難しい。自らのための蓄えと保険は、強制力を介した分配の機構がなくても成立する。不確定の将来を考え自ら保険加入するのは合理的な行いだが、他方に希望しない人もいるだろう。その人にも加入を強制することは正当化されない。 [立岩真也, 2004, ページ: 127]

・私的所有について

立岩は、上で述べたリバタリアンの主張にある私的所有の原理（=自分が制御する（生産する）ものは自分のものである）は、それ自体で完結する一つの主張・信念としてしか存在することができないという。つまり自分で制御するものを自分のものにしたいという表明である。 [立岩真也, 1997=2013, ページ: 80-82] しかし、「自分が制御するものは自分のものではない」という価値が、「自分が制御するものは自分のものである」よりいいというわけではない。一多分それらの規範命題は等価である。立岩は、一私もそれに賛成する—この議論の帰結として、「その人が他人に譲渡し得るものとして生産したものについては所有権がない。またその人のもとにあって、その人が誰かに譲渡する用意のないものについてはその人固有のものである [立岩真也, 2000, ページ: 66]」と主張する。

参考文献

- 立岩 真也 1997=2013 『私的所有論』 生活書院
——— 2000 『弱くある自由へ』 青土社
——— 2003 『自由の平等』 岩波書店
柘植 尚則 2014 『プレップ経済倫理学』 弘文堂
Weil, Simone 2014 田辺 保訳『工場日記』 筑摩書房
山森 亮 2009 『ベーシック・インカム入門』 光文社

注釈

¹ 生活困窮者自立支援法の概要は、厚労省のHPにある「生活困窮者自立支援法」の概要について」<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12000000-shakaiengokyou-shakai/gaiyou.pdf> を参照。

² 詳しくは、「新たな支援制度の実態とは——生活困窮者自立支援法の問題点 大西連 / 自立生活

サポートセンター・もやい」 <http://synodos.jp/welfare/5308>

「仕事さえあれば、貧困から抜け出せるのか？～生活困窮者自立支援制度の問題点 稲葉剛」

http://www.huffingtonpost.jp/tsuyoshi-inaba/poverty_b_6890610.html を参照。

³ 詳しくは、厚労省の HP にある「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年八月七日法律第百五号）」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless01/pdf/data.pdf> を参照。

⁴ 詳しくは、厚労省の HP にある「障害者自立支援法の概要」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0214-1a.html> を参照。厚労省の HP に条文もある。

⁵ 経済財政運営と改革の基本方針

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2013/2013_basicpolicies.pdf を参照。

⁶ ネオリベラリズム neo-liberalism (新自由主義) とは、個人の自由の尊厳を説き、政府の恣意的政策の採用を排し、法のもとでの自由を強調する思想。代表的な論者として、F.Hayek,M.Friedman がいる。興味深いのは、M.Friedman が、ベーシック・インカムの概念に近い「負の所得税」を提唱している点である。 [山森亮, 2009, ページ: 193-202]

⁷ 生活保護とは、日本国憲法第二十五条 に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。(生活保護法第1条)

詳しくは、厚労省 HP

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html を参照。

⁸ 注2や生活保護の制度の問題も含めて、生活保護問題対策問題全国会議の HP に詳しく記されている。<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/blog-category-6.html>

⁹ 生活保護の捕捉率 (生活保護受給を受給できるはずの世帯のうちに実際に受給している世帯の割合) が 15.3~18%(2010)である。 [生活保護問題対策全国会議, 2011] 実際に、私の経験も含めて、このステigmaを引き受けたくないために、生活保護を申請しない人々一例えば、野宿者一はたくさんいる。これは、彼らの自己決定や自己責任であると批判する者がいるが、社会がそういう障壁を生じさせているのだから、社会にはこの障壁を減らす義務があるはずではないだろうか。

¹⁰ 実際に、全体に対する不正受給の件数の割合は、1.80%(2010)。また、全体に対する不正受給額の割合は、0.38%(2010)である。両方とも、2012.3 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料より。

今後の課題

- ① 上で述べたように、立岩真也「私的所有論」をきっかけに、労働・社会保障に関わる根本的な概念である「所有」について哲学・倫理学的に考察する。経済学では前提としている「私的所有」についてさらに考察していきたい。
- ② ①である種の「私的所有論」を批判して、国家が市民（どちらかというと富裕層）に対して市民の生存のために徴収することが正当化されていても、国家が、生存に脅かされている市民に対して援助されないかもしれない。現実として、脳死や重度障害者に関しては、国家があまり援助していない。なぜ国家が援助しないのか、さらに発展していえば、なぜ国家がいのちの弁別を行っているかという問い合わせを生権力の視点で考察していきたい。